

# 江津市ブランディングロゴマーク

## 「GO▶GOTSU! 山陰の「創造力特区」へ。」

### 使用の手引き

#### 【権利の帰属】

ロゴマークについての一切の権利は、江津市に帰属します。

#### 【使用の原則】

ロゴマークは市民の皆様をはじめ、多くの方々に使用していただくため、趣旨に反しない限り原則として誰でも自由に、無料で使用できます。ただし営利目的で使用する場合は、所定の「江津市ブランディングロゴマーク使用承認申請書」により事前申請を行ってください。

(使用例)

ロゴマーク・キャッチコピーの使用については、以下のような場面が想定されます。

〔 名刺、包装紙、ウェブサイト、ポスター・チラシ、パンフレット、冊子、広告物、看板、啓発物（バッジ・シール）、Tシャツ（ポロシャツ）、食品等 〕

#### 【使用に関する注意事項】

以下に該当する場合、ロゴマークは使用できません。

1. 法令、公序良俗に反するおそれのある場合
2. 江津市の品位を損なう、または正しい理解の妨げとなる場合
3. 特定の個人、政治団体、宗教団体、又は思想を支援するおそれのある場合
4. その他使用することが不相当と認められる場合

#### 【使用条件】

ロゴマークの使用条件は、下記のとおりです。

1. 江津市ブランディングサイト (<http://go-gotsu.jp/>) 掲載の画像データをダウンロードのうえ使用してください。  
\* インターネットが利用できない方は、下記までご相談ください。
2. 申請した内容を逸脱しないでください。  
\* 承認後に内容変更がある場合は、変更申請を行って下さい。
3. “GO▶GOTSU!” 及び “山陰の「創造力特区」へ。” は切り離して使用できるものとします。  
ただし、“山陰の「創造力特区」へ。”単体では使用できません。
4. 縦横の比率は変更しないでください。ただし、比率変更なしの拡大や縮小は可能とします。
5. ロゴマークとそれ以外の画像などを配置し、一体化したデザインとしないようにしてください。

#### 【使用者の責任】

ロゴマークの使用に関する一切の責任は使用者が負うものとし、市はロゴマークの使用に係る損失補填等の責任を負わないものとします。また、使用後は責任を持って処分・消去をお願いいたします。

«問い合わせ先»

江津市役所 政策企画課 地域振興室

〒695-8501 島根県江津市江津町 1525 番地

T E L : 0855-52-2501 F A X : 0855-52-1380

e-mail : chiikishinko@city.gotsu.lg.jp